

〈解答〉

- ① 1 行政  
2 ①：委員会 ②：本会議 ③：両院協議会  
3 エ  
4 ウ  
5 番人  
6 イ  
7 イ

配点 ①5は2点，他は各1点 10点満点

〈解説〉

- ① 1 国会でつくられた法律を実行していく権限を行政権という。三権分立の原則によって、行政権は内閣にある。内閣は、国家の行政権を担当する最高の機関である。
- 2 委員会は、国会の本会議で審議・議決を効率よく、慎重に行うために、本会議に提出する前に、委員会に所属する議員によって議案を審議し、議決するしくみである。本会議は、衆議院本会議、参議院本会議とよばれる議院全体で行う会議である。総議員の3分の1以上の出席で成立し、原則として公開される。両院協議会は、衆議院と参議院の議決が異なる場合に、意見を調整するために開かれる。各議院から選ばれた10名ずつ計20名の議員からなり、出席した議員の3分の2以上の多数で議決したとき成立する。両院協議会で意見がまとまらない場合は、衆議院の議決が国会の議決となる。
- 3 アは国の政治に関して、国会が証人を議院によんで質問したり、政府に記録の提出を要求したりする権限。イの憲法改正は、衆議院と参議院のそれぞれで総議員の3分の2以上の賛成で国会が発議する。ウは裁判官を辞めさせるかどうかを決める裁判所で、国会に設置される。
- 4 裁判所は、最高裁判所を頂点に、下級裁判所として高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所がある。
- 5 違憲審査権とは国会が制定した法律や、内閣が決めた政令、その他の法令、規則、処分が憲法に違反していないかどうかを裁判所が審査し、決定する権限である。違

憲審査権は最高裁判所だけでなく、下級裁判所にもある。日本国憲法第 81 条で「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」と定めている。

- 6 直接請求権は、地方公共団体の住民に認められた地方自治に直接参加する権利で、住民の意思を地方自治に反映させるための権利である。条例の制定や改正・廃止、議会の解散、首長や議会議員の解職、監査などを執行機関に請求できる。

**【直接請求権のしくみ】**

	必要な署名	請求先	
条例の制定または 改廃の請求	(有権者の) 50 分の 1 以上	首長	
監査請求	50 分の 1 以上	監査委員	
議会の解散請求	3 分の 1 以上	選挙管理委員会	
解職請求	3 分の 1 以上	議会の議員, 首長	選挙管理委員会
		副知事・副市長 村長など	首長

- 7 地方議会が首長の政治のすすめ方に反対であれば、総議員の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の賛成があれば、首長の不信任案を議決できる。不信任案が可決された場合、首長は 10 日以内に議会を解散するか、辞職するかしなければならない。議会の議決に異議があるとき、首長は 10 日以内にその理由を示して、議会に再議を求めることができる。